

国 地 契 第 3 5 号
平成19年10月5日

各地方整備局長 あて

国土交通省大臣官房長

「競争契約入札心得について」の一部改正について

建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査の運用を定めたことに伴い、標記通知の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

「競争契約入札心得について」（昭和38年4月22日付け建設省発厚第5号）の一部を次のように改める。

第7条中「最高又は最低の価格」の次に「（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの）」を加え、「（工事の請負契約に限る。）」を削り、「他の者のうち最低の価格」の次に「（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの次に有利なもの）」を加える。

附則

本通達は、平成19年10月1日から施行し、同日以降に入札手続（随意契約にあつては、見積書の提出依頼）を開始する業務から適用する。

○競争契約入札心得について

(昭和38年4月22日付け建設省発厚第5号) (抄)

新	旧
<p>(落札者の決定)</p> <p>第7条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格 <u>(会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの)</u> をもつて入札した者を落札者とする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1000万円を超える工事又は製造の請負業務について、落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札した他の者のうち最低の価格 <u>(会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの次に有利なもの)</u> をもつて入札した者を落札者とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(落札者の決定)</p> <p>第7条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて入札した者を落札者とする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1000万円を超える工事又は製造の請負業務について、落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき <u>(工事の請負契約に限る。)</u>、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札した他の者のうち最低の価格をもつて入札した者を落札者とする。</p> <p>2 (略)</p>